

浦安市青少年善行表彰審査基準

(趣旨)

第1条 この審査基準は、浦安市青少年善行表彰規則(昭和62年規則第28号。以下「規則」という。)第5条第1項の規定にもとづき設置する「浦安市青少年善行表彰審査委員会」において、表彰に関する事項を審査するための基準等を定めるものとする。

(審査の対象となる行為の期間)

第2条 審査の対象となる行為の期間は、原則として、審査当該年度の前年度から審査当該年度の10月末日までとする。

(審査基準)

第3条 規則第3条に規定する行為のうち、次に掲げる事由に該当する場合は、審査対象外とする。

- (1) 営利を目的とした行為又はこれに類する行為と認められた場合。
 - (2) 過去に表彰された者が、過去に表彰された行為と同様の行為の場合。ただし、過去に表彰された行為と同様の行為であっても、表彰から10年以上長期にわたって継続している場合は、この限りでない。
 - (3) その行為が、当該青少年の自主的、自発的による行為ではなく、第三者からの指示や命令等にもとづく行為であると認められた場合。ただし、保護者、学校の先生及びクラブの顧問等の指導的立場にある者等からの助言や支援、救助を必要としている者の関係者等からの指示等を得て、自ら行った行為の場合は、この限りではない。
 - (4) 表彰対象者が個人の場合において、その行為が、当該個人の所属する学校、クラブ、委員会、企業及び団体等の活動として行われた場合。
 - (5) 規則第3条第1項第2号から第5号に規定する行為において、その行為が今後も継続的に実施されることが見込まれない場合。
- 2 規則第3条第1項第6号に規定する「市長が適当と認めたもの」とは、その行為が、特に青少年の模範となると認められるものとする。

附 則

この審査基準は、令和4年3月31日から施行する。